

港湾改修工事に関する不適正事務を踏まえた
再点検・再発防止策について

第1 事故繰越に係る再点検について

先般の港湾改修工事に関する調査で明らかになった事案については、様々な背景や要因がある中で国補事業の公共工事に関する「事故繰越」において不適正な事務があったことから、県土整備部だけでなく、関係部で行われている国補事業の公共工事に関する「事故繰越」について、再点検を実施する。

1 実施予定

平成24年10月1日～12月

2 対象

法による補助金返還の消滅時効等を踏まえ、県が過去5年間に行った国補事業の公共工事に係る事故繰越を対象とする。

(対象工事件数一覧表)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	合計
県土整備部	3件	3件	—	—	1件	7件
農林水産部	—	—	—	—	1件	1件

※年度は事故繰越の申請年度

3 方法

公共工事適正化グループと再発防止対策チームの外部有識者が、工事関係の書類調査及び関係職員に対する聴き取り調査を実施する。

調査実施者：公共工事適正化グループ及び外部有識者から4名以上

※外部有識者による調査対象は別途定める。

※別添2 事故繰越の再点検フロー図

4 内容

再点検に当たっては、対象となる工事に関し次の事項について確認等を行う。

- ①入札手続き（入札方法・結果、落札方式、発注業種、参加業者数、落札率等）
- ②工期設定（交付決定の時期、契約工期等）
- ③事故繰越手続き（事故繰越の理由、申請書類、施工計画等）
- ④出来高検査（出来高設計書、検査員、検査状況等）

第2 再発防止策について

1 公共工事の各段階における意思決定の明確化と執行の適正化

(1) 課題

公共工事の適正な執行を図るため、事業化、予算確保、設計・積算、入札・契約、施工管理、完成検査等の各段階において、どのような手順を経て意思決定を行うべきかを明確にし、組織の中で徹底するとともに、その執行が適正に行われるシステムへの見直しを行うことが必要である。

(2) 再発防止策

①事業箇所選定についての部内協議の徹底【実施予定：平成24年12月】

国への補正予算要望を行おうとする事業箇所に関して、事業計画に無理がないかどうか等の確認をするため、事業進捗が遅れるリスクの有無や工期確保など確認項目を定めた方針を策定し、部内で十分に協議・検討する。

②本庁及び各事務所入札審査会における厳格な審査の徹底【実施予定：平成24年12月】

本庁及び各事務所で行われている入札審査会において、工事の内容や入札参加要件等の審査とともに、工期設定、工事執行の確実性、入札可能業者数の確認など、より多角的な視点からチェックできる項目を加え、審査する。

③建設工事進行管理要綱に沿った進行管理の徹底【実施予定：平成24年12月】

繰越予算の進捗状況について、関係事務所と本庁事業課が共有できる仕組みや、繰越予算が一定の時期に未契約、未完成である工事を「重点管理工事」として進捗管理できるよう建設工事進行管理要綱を平成24年12月に改正し、関係事務所と本庁事業課で進行管理を徹底する。

④事故繰越申請に際しての部内での意思決定手順の明確化【実施予定：平成24年12月】

事故繰越申請を行おうとする工事において、関係事務所や本庁事業課だけの判断ではなく、事故繰越要件の確認や今後の事業の進め方について、部幹部と協議し判断することを定めた方針を策定する。

⑤国の事故繰越の要件を満たさない工事の予算確保【実施予定：平成 24 年 12 月】

やむを得ない事由により再度の事業繰越が必要となる工事のうち、国の事故繰越の要件を満たさないものについて、引き続き次年度の工事が実施できるよう、平成 24 年 12 月に予算の確保方針について定める。

⑥事故繰越申請の部外及び外部視点によるチェック【実施予定：平成 24 年 12 月】

事故繰越の申請に際して、繰越理由などその内容が適正であるかどうかについて、総務部と協議を行うとともに、外部有識者によるチェックを受ける仕組みを構築する。

⑦臨時検査員選任・変更手続の厳格化【実施予定：平成 24 年 12 月】

年度末の検査集中期に選任する臨時検査員に対して、研修会などでコンプライアンスの周知徹底を図るとともに、検査の日程や検査員等に変更が生じた場合は、事前に工事検査総括監に報告し承認を得ることを明記した「臨時検査員による検査実施要領（仮称）」を制定する。

⑧臨時検査員が検査する対象工事の見直し【実施予定：平成 24 年 12 月】

臨時検査員が検査する工事は、検査対象工事に関係しない職員が検査を行うことを明記した「臨時検査員による検査実施要領（仮称）」を制定する。

2 公共工事に携わる職員の技術力向上とサポート体制の確立

(1) 課 題

公共工事に携わる職員が業務を遂行していく上で必要な専門知識や経験を得ることができるよう組織としての一層の取組とともに、経験の少ない職員を十分にサポートする体制が必要である。

(2) 再発防止策

①職員の技術力向上を目指した環境づくり【実施予定：平成 25 年 4 月】

職場における OJT や研修により、引き続き職員の技術力向上を図るとともに、職員の技術力を高めていく観点やチェック機能を確保する観点から、公共工事担当事務所においての技術力の向上やチェックの仕組み等の事業執行体制を検討し、平成 24 年 12 月に必要な見直しの方針を作成する。

②専門工事に係るサポート体制の確立【実施予定：平成24年12月】

トンネル・橋梁・水門・海洋土木・下水道工事等技術的に高度な工事については、本庁事業課等が中心となり設計・積算・工期設定・監督を適切に執行するための指導・助言を行う仕組みを定める。